

一時的保育室での与薬について

- 1 病気の時は、お子さんの体の負担にならないように、体調や症状に応じて家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関に受診をして登園が可能かどうか診ていただいでください。主治医の診察を受けるときは、お子さんが〇時から〇時まで一時的保育室に通っていること、一時的保育室では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 2 一時的保育室でのお子さんへの与薬が必要な場合は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が登室できないときは、保護者と一時的保育室側で話し合いのうえ、保護者と一時的保育室の同意のもとに保育士が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期すために『与薬依頼書』に必要事項を記載し、医療機関又は薬局で発行された『薬剤情報提供書』と一緒に薬に添付して、直接、一時的保育室担当者に手渡してください。
- 3 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。保護者の個人的な判断で持参した薬は、一時的保育室としては対応できません。
- 4 坐薬の使用は原則として行いません。医師の指示により、やむを得ず一時的保育室で預かり使用をする必要がある場合は面談を行い、医師からの指示等をうかがいます。なお、使用にあたっては、そのつど保護者に連絡をしますのでご了承ください。
- 5 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、一時的保育室としてはその判断ができません。そのつど保護者に連絡することになります。必ず連絡がつくようにしておいてください。
- 6 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、一時的保育室へご相談ください。
- 7 お子さんの病気・症状によっては、一時的保育室での対応の参考にするため、園関係者が保護者とともに主治医と面談させていただく場合があります。
- 8 持参する薬については、次のようにお願いします。
 - ①薬は、1回ずつに分けて当日分のみご用意ください。
 - ②薬の袋や容器に、お子さんの氏名、与薬日、与薬時間を必ず記載してください。

以上の点をご承諾のうえ、与薬の依頼をしていただきますよう、ご理解のほどよろしく申し上げます。